

平成 17 年 8 月 2 日  
環 境 局 公 害 部

## アスベスト製品加工工場に対する立入調査結果について

川崎市では、最近のアスベスト問題を受けて平成 16 年度末の時点で大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の設置届出がされている 2 工場について、立入調査等を実施しました。

### 1 立入調査等結果

平成 16 年度末に大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の設置届出がされている 2 工場について、平成 17 年 7 月 7 日に立入調査を行いました。これらの工場では、飛散性が低いアスベスト製品であるジョイントシートの 2 次加工を行っています。また、敷地境界で大気中のアスベスト濃度を測定した結果、測定値は 0.26～0.76 本/L であり、大気汚染防止法に定める敷地境界基準である 10 本/L を下回っていました。

平成元年度以降、大気汚染防止法の対象となった 3 事業所のうち、1 事業所が平成 16 年度末までに廃止届出が提出されています。この事業所についても立入調査を行い、中止していることを確認しました。

事業所所在	測定結果（本/L）	測定日	作業内容
川崎区	0.26～0.30	H17.7.15	アスベスト練り込み製品の二次加工
幸区	0.58～0.76	H17.7.20	

### 2 その他

大気汚染防止法の対象となっていない施設については国・県と連携のもと実態把握に努めております。

問合わせ先

担当：環境局環境対策部環境対策課

電話：200-2526

内線：30213